

令和8年4月版建設業許可申請の手引等の主な変更点

【共通】

- 1 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定一覧表は常勤性の確認資料として使用不可の記載を追加
- 2 健康保険被保険者証に関する記載を削除。
- 3 様式内の申請者及び届出者欄の職名の記載を削除。
- 4 その他、語句、表現の整理。

【建設業許可申請の手引（申請手続編）】【建設業許可申請の手引（申請書記載例編）】

- 1 専任技術者から営業所技術者等に表記を変更。（申請手続編P47、P52）
- 2 認可申請の提出書類について、「承継法人が新設の場合は承継後提出」という表記から「承継法人が新設・新設合併・新設分割の場合は承継後提出」という表記に修正。（申請手続編P50）
- 3 譲渡及び譲受け・合併・分割の必要書類について、様式11と様式12の記載が漏れていたため追記。（申請手続編P50、P51）
- 4 認可申請における効力発生日以降の事業年度終了届出書の提出の要否についての項目を追加。（申請手続編P54）
- 5 不要な記載を削除。（申請記載例編P6）

【建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）】

- 1 営業所の所在地の変更について、変更後の所在地に建物名及び部屋名を追記。（P4）
- 2 行政書士による廃業届の代理・代行手続きの場合の添付資料について、注意書きを追記。（P29）